

小金井市おくやみガイドブック広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、小金井市広告掲載取扱要綱（平成24年9月18日制定。以下「要綱」という。）第4条及び第5条の規定に基づき、小金井市おくやみガイドブックに掲載する広告について必要な事項を定めるものとする。

第2条 要綱第4条に掲げる事項は市と事業者の間で締結する協定により定める。

第3条 要綱第5条に掲げる事項は市の費用負担が不要になる形態で市と事業者の間で協定を締結する。

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この基準は、令和2年7月1日から施行する。